

改正臓器移植法の施行等について

1 改正臓器移植法の施行について

平成21年7月17日に「臓器の移植に関する法律」の一部が改正され、平成22年7月17日に全面施行される。

<現行法と改正法の比較>

	現行法	改正法	施行日
1 親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	H22. 1. 17
2 脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと(現行法と同じ) 又は ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること	H22. 7. 17
小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする(ガイドライン)	○年齢に関わりなし	
3 普及・啓発活動等	(規定なし)	○運転免許証、被保険者証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4 被虐待児への対応	(規定なし)	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

2 臓器移植推進街頭キャンペーンの実施について

改正臓器移植法の施行を普及啓発するため、街頭キャンペーンを実施する。

- (1) 日 時 平成22年7月17日(土) 10:30~11:30
- (2) 場 所 JR岡山駅
- (3) 実施内容 臓器提供意思表示カード等の配布

3 その他

10月の「臓器移植普及推進月間」中に「いのちのリレーを考える講演会」を開催し、一般の方を対象に普及啓発を行うこととしている。